

**平成23年度の検査重点検証分野と
最近の検査指摘事例等について**
(全国信用金庫協会証券業務専門部会説明資料)

平成23年10月28日(金)
証券取引等監視委員会事務局
特別検査官
五十嵐 俊樹



目次

検査重点検証分野

～平成23年度証券検査基本方針及び基本計画より抜粋～

金商業者等検査マニュアルの見直し

～店頭デリバティブに類する複雑な仕組債・投資信託の
販売・勧誘に関して(平成23年4月)～

最近の検査指摘事例

～監視委ホームページより登録金融機関対象分を抜粋～



検査重点検証分野(登録金融機関)

1. ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証
2. 内部管理態勢等に係る検証
3. 投資勧誘の状況に係る検証
～ 投資者保護の観点から～

1. ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証

反社会的勢力への対応状況

- ・ 情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているか？

本人確認及び疑わしい取引の届出に係る履行状況

- ・ 口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか？
- ・ 疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢の構築がされているか？

デリバティブ商品の販売状況

- ・ リスクの高いデリバティブ商品の販売において、そのリスク管理態勢、販売販売管理態勢は構築されているか？



1. ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証

法人関係情報の管理状況

- ・ 不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、法人関係情報が厳格に管理されているか？

公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況

- ・ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、当該行為の防止策としての売買管理態勢は整備されているか？

2. 内部管理態勢等に係る検証

内部管理態勢等

- ・ 法令等遵守態勢、内部管理態勢及び財務の健全性を含むリスク管理態勢の適切性が確保されているか？

システムリスク管理態勢

- ・ 誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性が確保されているか？
- ・ システムリスク管理態勢の整備に関して経営陣が適切に関与しているか？

3. 投資勧誘の状況に係る検証

適合性の原則の観点からの検証

顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適當な勧誘が行われていないか？

投信販売時等における説明状況

投資信託の販売や解約(乗換えを含む)に際し、損益、手数料、信託報酬をはじめとする費用等、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明がなされているか？

店頭デリバティブ取引等に係るリスク説明の状況

店頭デリバティブ取引及び当該取引に類する仕組債等について、重要なリスク等、投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか？



3. 投資勧誘の状況に係る検証

広告表示の状況

投資家が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか？

苦情処理態勢

投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備を行っているか？

検査マニュアルの見直し

～ 複雑な仕組債・投資信託の販売に関して～

- 2 - 2 業務編

5. デリバティブ営業等

(1) 勧誘・取引実態の把握

～ (略)

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に関しては、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、投資者へ販売する商品としての適合性(合理的根拠適合性)の事前検証を行っているか。また、当該規則を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準を適切に定め、当該基準に従い適正な勧誘を行っているか。

(2) 過大な売買取引等

(略)

検査マニュアルの見直し

- 2 - 2 業務編

5. デリバティブ営業等

(3) 勧誘資料

(略)

デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき(店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。)には、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自主規制規則「金融先物業務取扱規則」を踏まえ、(イ)不招請勧誘規制の適用関係、(ロ)リスクに関する注意喚起、(ハ)トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書(注意喚起文書)を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。

検査マニュアルの見直し

店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき(店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。)には、その商品内容、リスク、中途解約及び解約清算金について、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか(なお、各々の事項の説明においては、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額や解約清算金等に係る説明が含まれているか。)。

店頭デリバティブ取引の販売に係る契約を締結しようとするとき(店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合を含む。)には、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会自主規制規則「金融先物業務取扱規則」を踏まえ、当該取引に係る重要な事項等を顧客が理解し、顧客の判断と責任において取引を行う旨の確認を得るため、確認書を徴求しているか。

(参考)

平成23事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針(抄)

平成23年8月26日

1. ~ 3. (略)

4. 顧客保護と利用者利便の向上
(略)

(1) 勧誘・説明態勢等
(略)

投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品(為替デリバティブ商品を含む)の販売において、不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の立場に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、重点的に検証する。

- 特に、() リスクの所在や特性等に関し、顧客が的確な判断を行いうるよう、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的等に照らして、それぞれの顧客にとって適切でわかりやすい資料を提供するなど、適切かつ柔軟な説明を行っているか、
- () 顧客が説明内容を理解したかどうかを確認するチェックシートを必要に応じ作成・徴求しているか、
 - () 注意喚起文書を配布しているか、
 - () 営業部員や役職員の給与・賞与体系が短期的な収益獲得に過度に連携した成果主義に偏重していないか、
 - () 手数料収益の獲得に傾注した営業体制や商品構成になっていないか等について、重点的に検証する。

(参考)

平成23事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針(抄)

平成23年8月26日

とりわけ、

- () 海外の株式・債券を対象としたファンドや通貨選択型ファンド、毎月分配型ファンドなどの投資信託の販売に当たって、各々商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、
- () 投資信託の販売や解約に際し、損益や販売・解約に当たっての手数料、信託報酬をはじめとする費用等、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について適切な説明が行われているか、
- () これらの投資信託の販売・勧誘等における説明において、例えば、リスク、手数料や分配金の特性等についてわかりやすく記載した資料(交付目論見書等)を作成し投資者に提供するなど、顧客目線に立った取組みが行われているか等について重点的に検証する。

最近の検査指摘事例(登録金融機関)

- 事例1 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況
- 事例2 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況
- 事例3 個人データに係る管理態勢の不備
- 事例4 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況
- 事例5 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況

事例1 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況

【指摘事項】

当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた。

また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている状況を看過しているなど、当社において、投資信託の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。

【関係条文等】

金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号

事例2 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況

【指摘事項】

当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではなく「その他負債」としての管理やオンバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた。

【関係条文等】

金商法第43条の2第2項

事例3 個人データに係る管理態勢の不備

【指摘事項】

当社においては、個人情報の管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客カード等、個人情報を記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録されていない状況が認められた。

さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた。

事例4 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置 が適切に講じられていないと認められる状況

【指摘事項】

当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用するおそれがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた。

当社においては、投資信託を販売する場合、対面取引を行う与信先及びその代表者、又は与信先個人事業主のみを、優先的地位の濫用の観点からの事前協議を行う必要がある顧客としていることから、営業員は、融資交渉の主たる窓口となっている代表者の親族に対し、同法人に対する融資協議中であることを認識していながら、優越的地位濫用の観点からの検証を行うことなく投資信託を販売している事例が認められた。

事例5 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況

【指摘事例】

当社における投資信託販売業務に関し、投資信託の申込書に記載された注文受付時間から判断すると当日中の注文執行が可能であったと考えられるにもかかわらず、翌営業日以降の発注扱いとなっているものが散見された。

しかしながら、当社においては、当該理由を疎明できる記録が全くなく、発注の適正性が検証できない状況となっているとともに、当社の過失等によるものかどうかの確認など、金商法第39条第3号に基づく金商業等府令第118条に規定する事故や法令違反行為の該当性について、検討を全く行っておらず、実際に顧客に損失を及ぼしているものも認められた。

ご清聴ありがとうございました。

証券取引等監視委員会への
情報提供は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

tel: 03-3581-9909